

自筆証書遺言の方式緩和

Point ※2019年1月13日(日)施行

自筆証書遺言についても、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

※ もっとも、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。

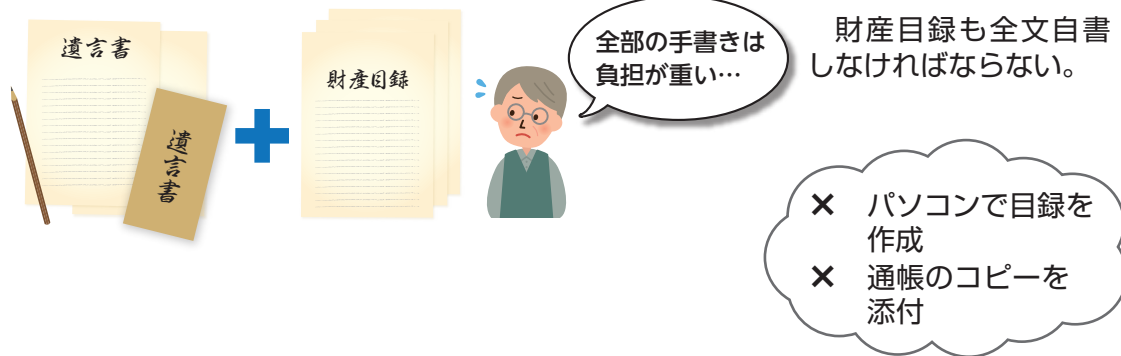
(10ページ Q5 参照)

現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

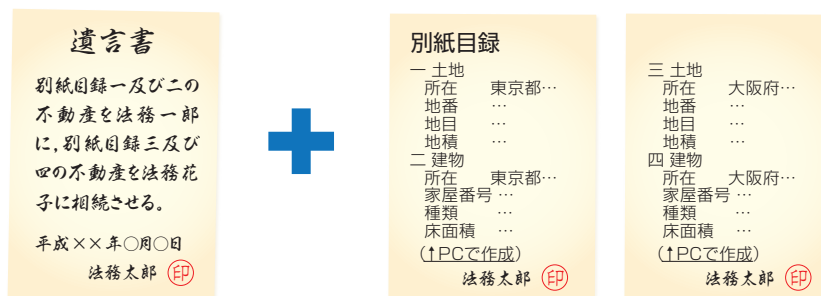
遺言書の全文を自書する必要がある。



改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。